

第3編 風水害等編

風水害等編は、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空災害及び海上災害等に対する応急対策計画及び復旧・復興計画である。



第1章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助救急、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

第1節 組織及び動員計画

1 市災害対策本部の組織

市災害対策本部の組織等は、豊見城市災害対策本部条例及び本計画の定めるところによるものとする。

資料1-3 豊見城市災害対策本部条例

- ① 市災害対策本部の組織編成は、市災害対策（警戒）本部組織図（資料編）のとおりとする。ただし、必要に応じこれと異なった組織体制をとることができるものとする。
- ② 市災害対策本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。
- ③ 市災害対策本部に対策部及び班を設け、対策部に部長を、班に班長及び班員を置く。また、必要に応じて、対策部に副部長を、班に副班長を置く。部長、副部長、班長及び副班長は、各対策部の所掌事務及び配備要員数の目安（資料編）に掲げる職にあるものを、班員は当該班長又は副班長の所属する課等の職員をもって充てる。
- ④ 市災害対策本部に本部会議を置く。本部会議は本部長、副本部長、教育長、市災害対策本部の部長及び副部長並びにその他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。本部会議において報告及び協議すべき事項は、第8項「本部会議の開催」とおりとする。
- ⑤ 市災害対策本部の所掌事務は、市災害対策（警戒）本部会議の構成員と所掌事務（資料編）のとおりとする。
- ⑥ 各班は、原則として本部の設置と同時に設置されるものとする。ただし、災害の種別等により本部長が指示した班は設置されないものとする。

資料5-1 市災害対策（警戒）本部会議の構成員と所掌事務

資料5-2 市災害対策（警戒）本部組織図

資料5-3 各対策部の所掌事務及び配備要員数の目安



2 市災害対策本部の設置

市災害対策本部は、次に掲げる基準により設置するものとする。

- ① 沖縄本島地方に気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき。
- ② 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、市域内に重大な被害が発生したとき。
- ③ 大規模な火事、爆破その他これらに類する事故により、市域内に重大な被害が発生したとき。
- ④ 県に本部が設置された場合において、本市に本部設置の必要を認めたとき。
- ⑤ ①～④のほか、市域内に発生した災害に対し、特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

3 市災害対策本部の設置場所

原則として、市役所庁舎内に設置する。災害により市役所庁舎が使用できない場合は、次の順により使用可能か否かを調査し設置する。また、現状によっては本部に属する現地対策本部を設置する。

- ① 市消防本部
- ② 市立中央公民館

4 市災害対策本部設置に至らない場合の措置

□ 災害対策準備体制

気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが、災害発生まで多少の時間的余裕がある場合は、総務統括部長の指揮による災害対策準備体制をとるものとする。なお、災害の状況等を勘案の上、必要に応じて、災害警戒本部に移行するものとする。

□ 災害警戒本部の設置

市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が市災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- ① 気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表されたのに伴い、市域内の災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合
- ② 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、市の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要する場合
- ③ ①②のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、災害警戒体制をとる必要がある場合



5 本部長の参集途上における指示

本部長は、休日、夜間等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したときは、参集途上にあっても、携帯電話等により、市災害対策本部の設置、県への応援要請等災害応急対策上必要な意思決定を行い、更に必要な指示を行うものとする。

6 本部長の権限

本部長は、災害予防又は災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、県及び防災関係機関、その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

7 本部長が不在の場合の責任体制

本部長が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに本部長にこれを報告し、その承認を得るものとする。

1 市長 → 2 副市長 → 3 総務部長 → 4 企画部長

8 本部会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに庁議室に参集する。本部会議において報告及び協議すべき事項は、次のとおりとする。

□ 開催場所

市役所 4 階庁議室

□ 主な報告事項

- (1) 各部の配備体制
- (2) 緊急措置事項
- (3) 主な協議事項
 - ① 被害状況に関すること。
 - ② 応急対策に関すること。
 - ③ 避難情報の発令、警戒区域の指定に関すること。
 - ④ 市災害対策本部の配備体制及び解散に関すること。
 - ⑤ 自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること。
 - ⑥ 災害救助法の適用及び激甚災害の指定に関すること。
 - ⑦ 市民等への緊急声明に関すること。
 - ⑧ 応急対策に対する予算及び資金に関すること。
 - ⑨ ①から⑧までに掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項



9 災害対策の動員

市災害対策本部は、災害の規模及び過程によって、次の配備体制をとるものとする。

風水害等における配備基準と配備内容

配備体制	配備基準	配備内容
第1配備 〈災害対策準備体制〉 指揮：総務統括部長 招集事務：総務総括班長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが、災害発生まで多少の時間的余裕がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災担当及び関係課の指定職員は配置につく。 ・ その他の班員は待機の体制をとる。
第2配備 〈災害警戒本部〉 〈災害警戒体制〉 指揮：本部長（副市長） 招集事務：総務総括班長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の全域又は一部の地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 ・ 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、市の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要する場合 ・ 災害予防及び災害応急対策を的確に実施するため、災害警戒体制をとる必要がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部・班の警戒本部要員は配置につく。 ・ その他の職員は配置につく体制をとる。
第3配備 〈災害対策本部〉 〈救助体制〉 指揮：本部長（市長） 招集事務：総務総括班長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがある場合 ・ 暴風、大雨その他異常な自然現象により、市の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合 ・ 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、市の全域又は一部の地域に重大な被害が発生した場合 ・ 市の全域又は一部の地域に災害救助法の適用する災害が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく。
第4配備 〈災害対策本部〉 〈非常体制〉 指揮：本部長（市長） 招集事務：総務総括班長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害により市全域にわたる被害が発生し、又は局地的であっても被害が特に甚大な場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員が配置につく。



10 配備要員及び指名

各対策部の配備要員を、各対策部の所掌事務及び配備要員数の目安（資料編）に示す。ただし、この配備要員は災害の実情により、所属の各対策部の部長において増減することができるものとする。

各班長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。

※各課長等は、各対策部の所掌事務及び配備要員数の目安に基づいて、毎年4月1日現在で災害対策配備要員名簿及び非常招集系統図を作成し、同月末日までに総務防災課長に提出するものとする。なお、配備要員に異動があった場合、その都度修正の上、総務防災課長に提出するものとする。

資料5-3 各対策部の所掌事務及び配備要員数の目安

11 動員方法

- ① 本部長は、気象警報等及び災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、応急対策等に必要事項を決定するものとする。
- ② 本部会議の招集に関する事務は、総務総括班が行う。
- ③ 各対策部の部長は、対策要員の配備規模が決定されたときは、直ちに対策部内の班長をとおして配備要員に対し、その旨通知するものとする。
- ④ 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- ⑤ 各対策部の部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておくものとする。

12 自主参集基準

配備要員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の推移に注意し、進んで所属長と連絡をとり、又は通信の途絶により連絡不能の場合は、自らの判断により、登庁するものとする。

また、全職員は、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、自ら登庁するものとする。

なお、参集途上においては可能な限り被害状況の把握に努め、参集後直ちに所属する班長に報告する。報告方法及び報告様式については、前編第1章第4節第8項の「災害概況即報」に準ずるものとする。

資料5-4 地震・津波災害自主参集フロー



13 参集対象外職員

職員は、次の事由により参集することができない場合、所属長と連絡をとり、その承認を得るものとする。

- ① 療養中、妊娠中の女子又は重症の負傷を負った場合
- ② 親族に死亡者又は重症者の負傷者が発生した場合
- ③ 広域的な交通網の寸断等により、物理的に参集が極めて困難であり、かつ、自宅周辺において、生命・身体に関わる緊急性の高い対応（救助活動、初期消火活動等）が不可欠な場合
- ④ 家族に高齢者、障がい者、乳幼児等職員による介護や保護が必要な人がいるが他に対応可能な親族等が近隣に存在せず、かつ、生命・身体に危険が及ぶおそれがあるため、職員による対応が不可欠な場合

14 市災害対策本部の解散

市災害対策本部の解散について、次の事項に従い市長が決定する。

- ① 災害の危険が解消したと認められるとき。
- ② 災害発生における応急措置がおおむね完了し、市災害対策本部による対策実施の必要がなくなったと認められるとき。

15 市災害対策本部設置・解散における通知及び公表

市災害対策本部を設置し、又は解散したときは、県、関係機関及び市民等に対し、次のとおりに通知公表するものとする。

本部設置・解散における通知公表

担当	通知・公表先	通知・公表方法
総務総括班長	各対策部の部長・副部長	庁内放送、電話その他迅速な方法
〃	県	電話その他迅速な方法
〃	豊見城警察署	〃
〃	その他関係機関	〃
総務総括班 副班長	報道機関	〃
〃	市民等	報道機関、広報車等による方法



第2節 台風災害応急対策計画

第1款 目的

本計画は、台風の常襲地帯となっている本県において、台風の接近及び接近のおそれがある場合の組織体制等を特別に掲げ、本市域の被害軽減を図ることを目的とする。

第2款 啓発・広報等

台風被害を最小限に抑えるためには、事前の対策が重要な要素である。
台風が発生し、沖縄本島地方に影響を及ぼすまでには時間的猶予があり、その間に対策を講じられるよう市民等に対して下記事項の啓発・広報等を継続して行う。

実施区分	担当部署
防災知識の広報	総務防災課、消防本部
暴風時等の危険場所に関する注意喚起	総務防災課、消防本部、道路課、農林水産課、公園緑地課、上下水道部、教育委員会
避難所の設定及び利用に関すること。	総務防災課、秘書広報課
市民等への協力事項（ゴミ収集日等）	環境課
気象情報に関すること。	総務防災課、秘書広報課

第3款 各課における事前対策

台風が沖縄本島地方に影響を与えると予想される場合は、次の各課等において台風の接近に備えて事前対策を講じるものとする。

□ 総務部

総務防災課	・情報収集及び台風対策等の必要な資材等の準備をする。
総務防災課、 秘書広報課	・広報車、ホームページ等を活用し市民等への災害に対する広報を行う。
管財課	・庁舎等の保全対策を講じる。

□ 企画部

デジタル推進課	・庁内及び出先機関の情報システム・ネットワークの保全対策を講じる。
---------	-----------------------------------

□ 市民部

環境課	・ごみの収集方法等の調整を行い、必要があれば広報を行う。
-----	------------------------------



□ 福祉健康部

社会福祉課、 障がい長寿課	・所管する高齢者及び障がい者の独居世帯の巡視等の対策に当たる。
------------------	---------------------------------

□ こども未来部

こども応援課、 保育こども園課	・事前に所管する施設等の暴風対策及び休園の連絡調整等に当たる。
--------------------	---------------------------------

□ 都市計画部・経済建設部

都市計画課、 市街地整備課、 公園緑地課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する事業箇所、公園等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。 ・所管する工事現場等の巡視を行い、必要があれば建築資機材等の整理整頓等の指導を行う。 ・所管する市営住宅の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
道路課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する道路等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。 ・市域の土砂災害警戒区域の巡視を行う。
農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設の暴風対策を講じる。 ・農林水産の被害対策を関係機関と事前調整を行い、必要なときは、事前に対策を講じる。

□ 教育部

教育指導課	・児童生徒の臨時休校等の事前調整を行う。
学校施設課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する学校施設の暴風対策を講じる。 ・所管する工事現場等の巡視を行い、必要があれば建築資機材等の整理整頓等の指導を行う。
生涯学習振興課	・所管する施設の暴風対策、休館等の連絡調整を講じる。
文化課	・所管する文化財等の暴風対策、休館等の連絡調整を講じる。

□ 上下水道部

水道課、 下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する上下水道施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。 ・所管する工事現場等の巡視を行い、必要があれば建築資機材等の整理整頓等の指導を行う。 ・所管する施設の暴風対策を講じる。
--------------	--



□ 消防本部

消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・市域を巡視し、災害が予想される物件や看板等があれば、所有者又は管理者に通報し、指導等を行う。 ・市域の危険箇所（土砂災害警戒区域、危険物施設、高潮による危険が予想される区域等）の巡視を行い、必要があればその対策を講じる。また、台風対策等に必要な資機材の準備をする。
-----	--

第4款 災害対策準備体制

沖縄気象台から強風注意報が発表される等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、総務統括部長の指揮による災害対策準備体制の初動体制をとるものとする。

第5款 暴風警報発表時の体制

1 災害警戒本部

沖縄本島地方に暴風警報が発表されたとき、又は発表されるおそれがあるときは、市役所庁舎内に副市長を本部長、総務統括部長を副本部長とする災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害警戒体制をとるものとする。

また、台風が勤務時間外及び祝祭日に接近することが予想される場合には、事前に設置日時等の協議を行い、その決定事項を各部局の課長等へ指示し備えるものとする。

□ 災害警戒本部長

災害警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）は、本部長、副本部長及び市災害対策本部の各対策部の部長をもって組織する。

□ 主な協議事項

災害警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）は、警戒本部を設置したときは、警戒本部長を直ちに参集し、速やかに警戒本部会議を開催する。警戒本部会議の報告・協議事項は、その都度災害の状況に応じて警戒本部長又は警戒本部長の提議によるが、おおむね次のとおりである。

また、警戒本部長以外で、警戒本部長が特に必要と認めるものについて警戒本部会議へ出席させることができるものとする。



警戒本部会議の主な報告・協議事項

開催場所	市役所 4階庁議室
主な報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・各部の配備体制に関する事。 ・災害、被害状況に関する事。
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策に関する事。 ・避難情報の発令に関する事。 ・警戒区域の指定に関する事。 ・市災害対策本部の設置に関する事。 ・自主避難所の開設及び閉鎖に関する事。 ・警戒本部の解散に関する事。 ・閉庁に関する事。 ・その他本部長（副市長）が必要と認める事。

□ 災害警戒要員

災害警戒要員（以下「警戒要員」という。）は基本的には、各対策部の所掌事務及び配備要員数の目安（資料編）を目安とするが、災害状況により各対策部の部長が配備要員の増減を指示するものとする。

その際、各対策部の部長は出勤した配備要員の名簿（台風災害対策配備要員名簿）を作成し、総務統括部長に報告するものとする。

また、警戒要員等の指示されていない市職員は、緊急事態に備え自宅待機とする。

資料 5-3 各対策部の所掌事務及び配備要員数の目安

□ 警戒活動

警戒本部長は、配備した警戒要員をもって情報連絡、巡視等の警戒活動を行う。また、消防対策部と密接に連携し、軽微な災害等が発生した場合は協力して応急措置を行う。

□ 避難者の受入体制

市は、避難情報を発令した場合は、警戒本部にて協議の上、市役所を自主避難所として開設し、避難者を受け入れるものとする。避難行動要支援者の避難支援等については、必要に応じて、要支援者対策班が行う。

さらに、大規模な避難等を要するときは、前編第1章第8節「避難計画」に準じるものとする。

□ 災害警戒本部の解散

警戒本部長は、災害の危険が解消され警戒の必要がなくなると認める場合は、警戒本部を解散し、被害状況、対策活動状況等を必要に応じて市長に報告するものとする。また、警戒本部解散後、総務総括班長は速やかに各配備要員へその旨の連絡をする。

□ 災害警戒本部の庶務

庶務は、総務総括班において処理する。



2 市災害対策本部

市全域にわたって台風により甚大な被害が発生したとき、又は甚大な被害が発生するおそれがあるときは、市長を本部長とする市災害対策本部を設置する。

□ 市災害対策本部の設置

市災害対策本部の設置については、警戒本部員で協議し、市災害対策本部への移行が必要と認められる場合、市長に状況を説明し、市長は市災害対策本部の設置を決定する。また、その他の事項については、第1節「組織及び動員計画」によるものとする。

□ 市災害対策本部員

市災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、第1節「組織及び動員計画」のとおりとする。

□ 主な協議事項

市災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、市災害対策本部を設置したときは、副本部長及び本部員を直ちに参集し、速やかに本部会議を開催する。本部会議の報告・協議事項は、おおむね次のとおりである。また、本部員以外で、本部長が特に必要と認めるものについて本部会議へ出席させることができるものとする。

市災害対策本部会議の主な報告・協議事項

開催場所	市役所4階庁議室
主な報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・各部の配備体制に関すること。 ・災害、被害状況に関すること。
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策に関すること。 ・本部の配備体制（第3配備及び第4配備）の切替え及び解散に関すること。 ・関係機関への応援要請に関すること。 ・避難情報の発令に関すること。 ・警戒区域の指定に関すること。 ・災害救助法の適用に関すること。 ・応急対策に要する予算及び資金に関すること。 ・国、県への要請及び陳情に関すること。 ・閉庁に関すること。 ・その他災害対策の重要事項に関すること。



□ 災害対策要員

市災害対策本部が設置された場合の災害対策要員（以下「配備要員」という。）については、第1節「組織及び動員計画」によるものとする。その際、各対策部の部長は出勤した配備要員の名簿（台風災害対策配備要員名簿）を作成し、総務統括部長に報告するものとする。

□ 警戒活動

各対策部の部長は、配備した配備要員をもって情報連絡、巡視等の警戒活動を行う。また、消防対策部と密接に連携し、軽微な災害等が発生した場合は協力して応急措置を行う。

□ 避難者の受入体制

避難者の受入体制は、前項の「避難者の受入体制」によるものとする。

□ 市災害対策本部の解散

本部長は、災害の危険が解消され警戒の必要がなくなつたと認める場合、又は応急対策活動を終了した場合は、市災害対策本部を解散するものとする。

なお、市災害対策本部解散後、総務総括班長は速やかに各配備要員へその旨の連絡をする。

□ 市災害対策本部の庶務

庶務は、総務総括班において処理する。

※共通事項

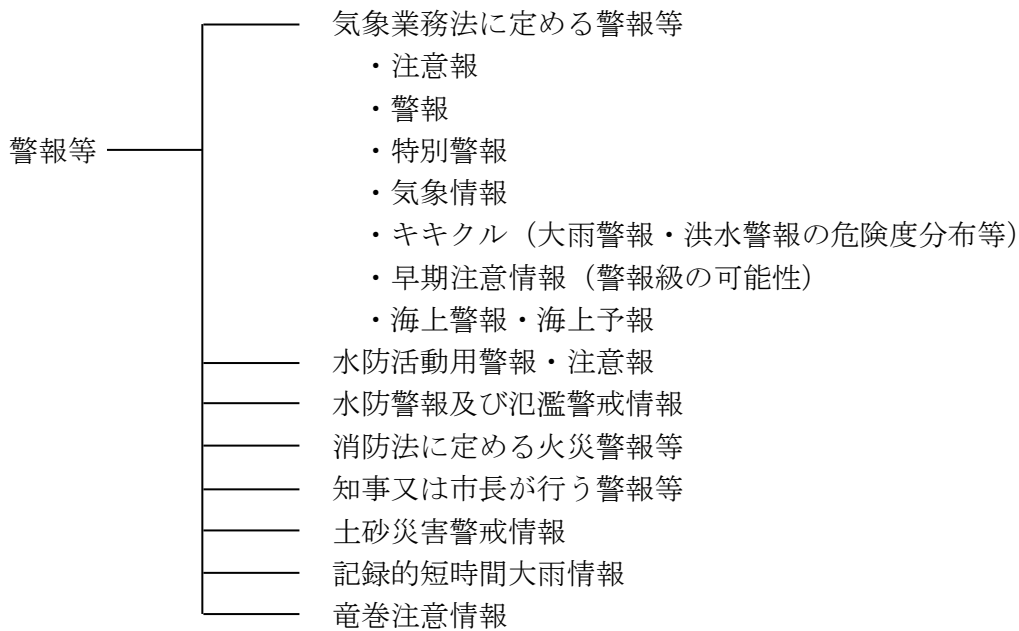
- 災害救助に関する情報及び緊急連絡があつた場合は、消防対策部と総務総括班に速やかに報告するものとする。ただし、緊急性を要しやむを得ない場合は、事後報告しても差し支えないものとする。
- 各課で主管して行われる行事・イベント等の対応については、基本的に担当部課等が判断して対応するものとする。



第3節 気象警報等の伝達計画

災害の発生又は拡大を未然に防御するため、気象特別警報・警報・注意報、気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等については、次のとおり実施する。

1 警報等の種類及び発表基準



□ 気象業務法に定める警報等

(1) 注意報

大雨、洪水、強風、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれのあるときに、その旨を注意して行う予報

(2) 警報

大雨、洪水、強風、波浪、高潮等により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報

(3) 特別警報

大雨、暴風、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報



特別警報・警報・注意報発表基準（豊見城市）

特別 警報 *1	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		
	暴風	数十年に一度の強度の	暴風が吹くと予想される場合	
	高潮	台風や同程度の温帯低	高潮になると予想される場合	
	波浪	気圧により	高波になると予想される場合	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 25	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 140	
	洪水	流域雨量指数基準	国場川流域=13.4、饒波川流域=11 長堂川流域=6.3	
		複合基準	国場川流域=(12、13.4)	
	暴風	平均風速	陸上	25m/s
			海上	25m/s
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	2.0m		
注意 報	大雨	表面雨量指数基準*2	13	
		土壌雨量指数基準*3	98	
	洪水	流域雨量指数基準*4	国場川流域=8.4 饒波川流域=8.8 長堂川流域=4.9	
		複合基準*5	国場川流域=(12、7.5) 饒波川流域=(6、8.8)	
	強風	平均風速	陸上	15m/s
			海上	15m/s
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.3m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	最小湿度 50%で実効湿度 60%			
低温	最低気温 5℃以下			
霜	最低気温 5℃以下			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

発表官署 沖縄気象台

(注) 大雨、洪水、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、強風注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「...以上」の「以上」を省略している。また、乾燥注意報及び濃霧注意報では、基準における「...以下」の「以下」を省略している。

- *1 発表に当たっては、降水量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予測に基づいて判断する。
- *2 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に貯まっている量を示す指数
- *3 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数
- *4 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数
- *5 複合基準：(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。



(4) 気象情報等

- ① 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報、潮位に関する情報等がある。

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。



注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。	

※土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。



② 台風について、気象庁が発表する情報は次のとおりである。

種類		特徴
台風経路図（実況と5日先までの予報）		台風および24時間以内に台風になると予想される熱帯低気圧の実況、予報等
暴風域に入る確率	分布図	5日先までの3時間毎の確率分布および24時間毎の積算確率分布
	地域ごとの値	5日先までの3時間毎の確率および24時間毎の積算確率の時系列グラフ
気象庁本庁発表「台風に関する気象情報（全般台風情報）」	位置情報	台風および24時間以内に台風になると予想される熱帯低気圧の実況、予報等
	総合情報	防災上の注意事項、上陸情報等
各地の気象台/測候所発表「台風に関する気象情報」		各地の気象台や測候所が発表する、地域に特化した防災上の注意事項等

(5) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

※キキクルの表示色と警戒レベル

「**災害切迫**」（**黒**）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当する。

「**危険**」（**紫**）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

「**警戒**」（**赤**）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。

「**注意**」（**黄**）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。



(6) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島中南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（沖縄本島地方など）で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(7) 海上警報・海上予報

日本近海の船舶向けに低気圧などに関する情報とともに、強風・濃霧・着氷などの海上警報、天気や風向・風速、波の高さなどの海上予報を発表。これらの海上警報や海上予報に加えて、津波や火山現象に関する海上警報や海上予報も提供

① 沖縄県の区域にある地方海上予報区と細分海域

- 沖縄気象台担当地方海上予報区
沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）
- 細分海域
沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA）
東シナ海南部（SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA）
沖縄南方海上（SEA SOUTH OF OKINAWA）

② 海上警報の種類

地方海上警報の種類	発表基準
カジ`ョウケイホウ 海上警報なし（英文 NO WARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
カジ`ョウノムケイホ 海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）	視程（水平方向に見通せる距離）0.3 海里（約500m）以下
カジ`ョウカゼ`ケイホ 海上風警報（英文 WARNING）	最大風速が 13.9～17.2m/s （28 ノット以上 34 ノット未満）
カジ`ョウキョウフウケイホ 海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が 17.2～24.5m/s （34 ノット以上 48 ノット未満）
カジ`ョウホ`ウフウケイホ 海上暴風警報（英文 STORM WARNING）	最大風速が 24.5～32.7m/s （48 ノット以上 64 ノット未満）
カジ`ョウタイフウケイホ 海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）	台風による風が最大風速 32.7m/s 以上 （64 ノット以上）

□ 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する警報で、重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報（水防活動用警報）及び水防活動の利用に適合する注意報で、災害の起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報（水防活動用注意報）



水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報をもって代える。
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報をもって代える。
水防活動用津波注意報	津波注意報をもって代える
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報をもって代える。
水防活動用高潮注意報	高潮注意報をもって代える。
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報をもって代える。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報をもって代える。
水防活動用洪水警報	洪水警報をもって代える。

□ 水防警報及び氾濫警戒情報

(1) 水防警報

洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがある場合に国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について水防法に基づき発するものをいう。

(2) 氾濫警戒情報

市は、河川水位、氾濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難情報を発令するものとする。また、市防災計画に、水位周知河川の浸水想定区域ごとに、住民、要配慮者利用施設の管理者等への氾濫警戒情報の伝達体制を規定しておく。

□ 消防法に定める火災警報等

(1) 火災警報

市長は、消防法第22条第3項の規定により、知事から気象の状況が火災の予防上危険である旨の通報を受けたとき、又は気象の状況が消防法及び豊見城市火災予防条例の施行に関する規則第6条に規定する次の事項に該当するときは、火災警報を発令する。

- ① 実効湿度60パーセント以下、相対湿度40パーセント以下で最大風速毎秒7メートル以上となる見込みのとき。
- ② 平均風速毎秒10メートル以上の風が連続して1時間以上に及ぶ見込みのとき。（降雨中は発令しないこともある。）

法律の条文

消防法（第22条第1項～第3項抜粋）

第22条 気象庁長官、管区気象台長、沖縄気象台長、地方気象台長又は測候所長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちにその地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

3 市町村長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

(2) 火災気象通報

県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに沖縄気象台及び各地方気象台官署が県に対して通報し、県を通じて市や消防本部に伝達される。



□ 知事又は市長が行う警報等

知事は、気象台その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について関係機関に対し必要な通知又は要請を行うものとする。

また、市長は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、又は自ら災害に関する警報を発表したときは、当該予報、警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、市長は、住民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態、これに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行うものとする。

□ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、沖縄県と気象台から共同で発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。その結果、必要に応じて避難指示等の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。市町村長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令するものとする。また、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域・危険箇所ごとに、自治会、自主防災組織及び要配慮者利用施設の管理者等への土砂災害警戒情報の伝達について規定するものとする。

□ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

□ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島中南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。



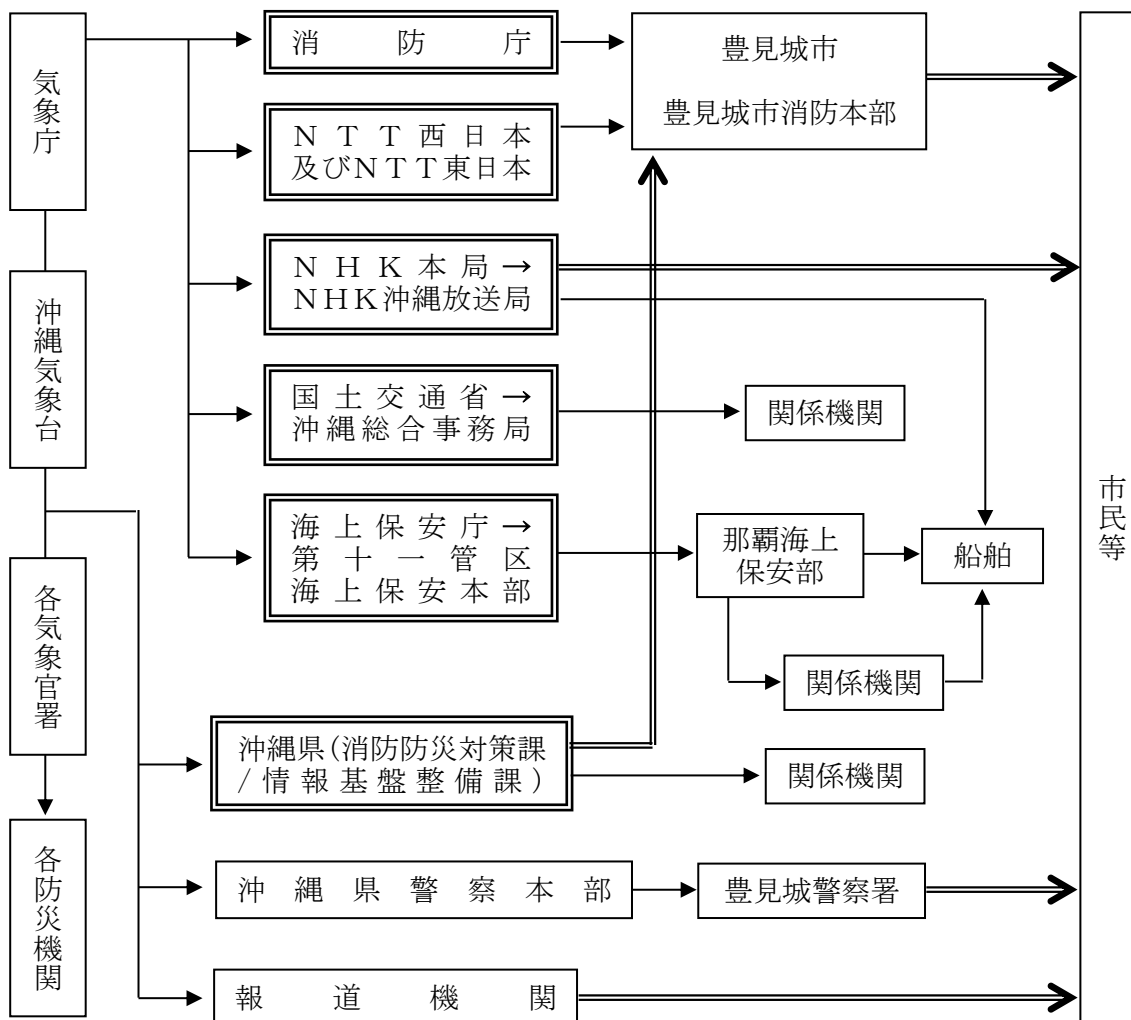
2 警報等の発表、解除等の発表機関

警報等の発表、解除等は、次の機関で行うものとする。

警報等の種類	発表機関名	発表区域
気象警報	沖縄気象台	市
海上警報	沖縄気象台	指定した海域
水防警報	知事	指定した河川、湖沼又は海岸
火災警報、林野火災警報、 林野火災注意報	市長	市
土砂災害警戒情報	県及び沖縄気象台	市

3 気象情報等の伝達

□ 気象情報の伝達系統図

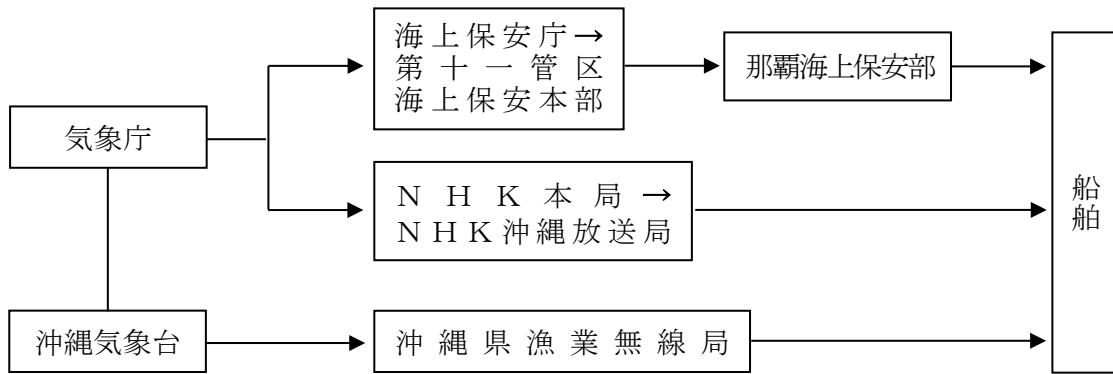


(注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

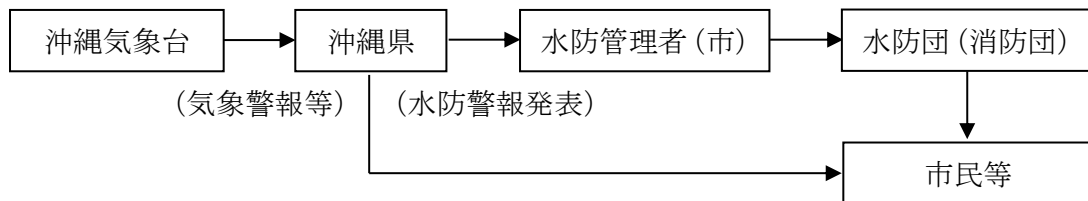
(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路



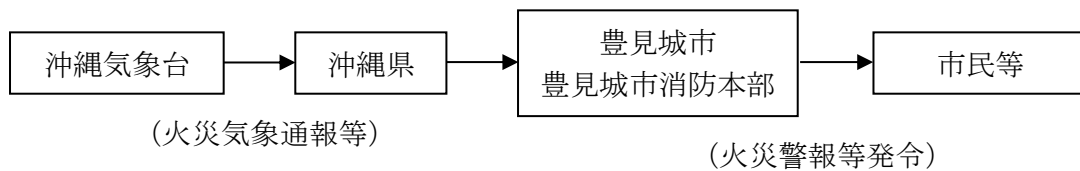
□ 海上警報の伝達系統図



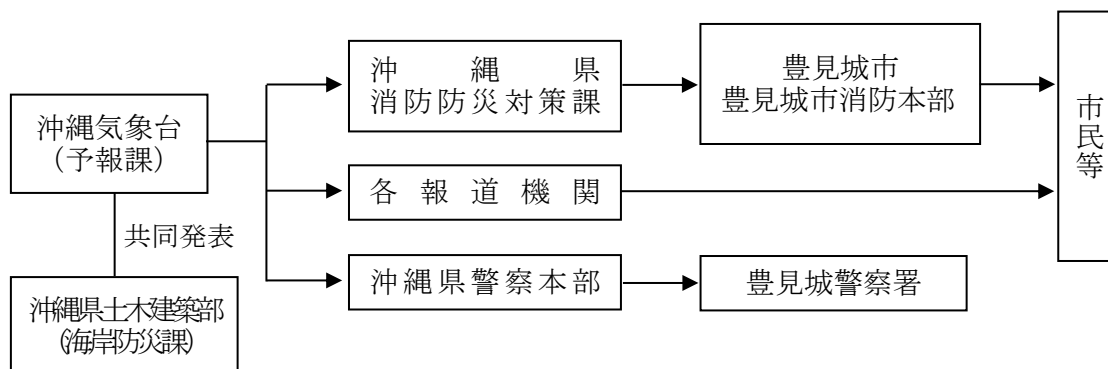
□ 水防警報の伝達系統図



□ 火災警報、林野火災警報及び林野火災注意報の伝達系統図



□ 土砂災害警戒情報の伝達系統図



4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

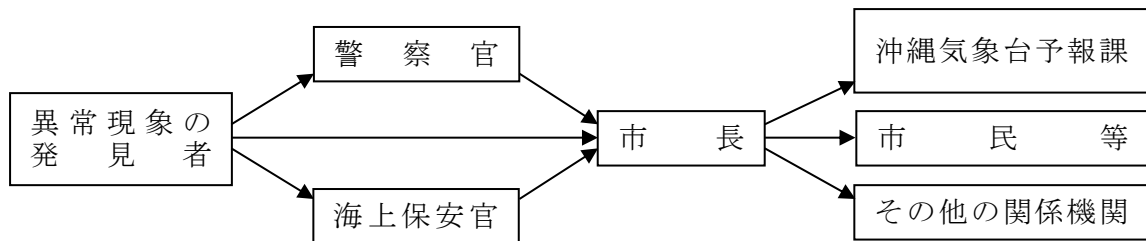
気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、次のとおり速やかに通報しなければならない。

□ 通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

事項	現象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等	
地象に関する事項	土砂災害	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪	

□ 異常現象発見者の通報系統図



□ 異常現象発見時の通報要領

異常現象発見時は、次の要領で通報する。

- ① 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に市長、各担当区域の警察官又は海上保安官に通報する。
- ② 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市長に通報する。
- ③ 通報を受けた市長は、異常発見者の通報系統図によりその旨を気象庁その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。



第4節 災害通信計画

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示、伝達等災害時における通信は、前編第1章第3節「災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第5節 災害状況等の収集・伝達計画

災害状況等の収集・報告は、前編第1章第4節「災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、市（消防本部）は、災害発生時の第1次情報の報告を次のとおり行う。

- ① 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から、適宜、報告するものとする。
- ② 市消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- ③ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無に関わらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- ④ 行方不明者が他の市町村に住民登録や住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。



第6節 災害広報計画

災害時における情報、被害状況等の広報は、前編第1章第5節「災害広報計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、市における災害広報については、市防災計画の定めるところにより行うものとする。具体的には、段階に応じて次のとおり広報を行う。

段階	内容
警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期）	<ul style="list-style-type: none"> 用語の解説、情報の取得先、市民等のとるべき措置 台風・気象情報 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等） 警報 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等） 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等） 道路・交通状況（渋滞、通行規制等） 公共交通機関の運行状況 ライフラインの状況（利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） 避難情報（高齢者等避難）
初動段階（暴風、浸水、土砂災害等が予測される時期）	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報（避難情報とその理由、避難所等）
応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの状況（利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） 医療機関の状況 感染症対策活動の実施状況 食料、生活必需品の供給予定 災害相談窓口の設置状況 その他市民や事業所のとるべき措置

第7節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請は、前編第1章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。



第8節 広域応援要請計画

大規模災害発生時において市単独では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、前編第1章第7節「広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて行う。

第9節 避難計画

第1款 避難の原則

避難の原則は、前編第1章第8節第1款「避難の原則」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第2款 風水害避難計画

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、次のとおりとする。
なお、避難情報の発令、避難誘導、避難者の収容等の事項は、前款「避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者

風水害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、前編第1章第8節第1款第1項「実施責任者」のとおりとする。

2 避難情報の発令

避難情報の運用については、前編第1章第8節第1款第2項「避難情報の運用」のとおりとする。

市は、市風水害避難計画の定めにより、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の住民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難情報の発令に当たる。

なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合等は、災害対策基本法第60条に基づき、居住者等に対して屋内安全確保の安全確保措置を指示することができる。

- ① 全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、氾濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク、市防災行政無線等により市民等への伝達に努める。
- ② 避難情報の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告、通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。



- ③ 市は必要に応じて、避難情報の対象地域、判断時期等について、県、気象台、沖縄総合事務局開発建設部へ助言を求めるものとする。なお、具体的な判断基準は「豊見城市避難情報の発令判断・伝達マニュアル」によるものとする。

避難情報発令時の状況と市民等に求める行動

避難情報	発令時の状況	市民等に求める行動
警戒レベル5 緊急安全確保	災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない)	命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急に安全を確保する。ただし、災害が発生し、又は切迫する状況で本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
警戒レベル4 避難指示	災害のおそれが高い	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）をする。
警戒レベル3 高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）をする。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

3 避難情報の伝達

- ① 警報、避難情報の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、市防災行政無線、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話等のあらゆる手段の活用を図る。
- ② 避難情報の伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫する等、市民等の積極的な避難を喚起するように努める。

4 避難場所

避難先は、市風水害避難計画で定められた、浸水想定区域や土砂災害警戒区域以外の安全な場所とする。



5 市民等の避難誘導

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、警察官、市職員等、避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想される氾濫到達時間や交通規制を考慮するものとする。

特に、台風による大雨発生等事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民等に分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

6 船舶等の避難

第十一管区海上保安本部等は、台風接近等に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し作業等の中止、港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

7 避難所の開設・収容保護

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、第1款「避難の原則」のとおりとする。

第3款 広域一時滞在

災害時の広域一時滞在は、前編第1章第8節第3款「広域一時滞在」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第10節 観光客等対策計画

災害時における観光客等の対策は、前編第1章第9節「観光客等対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第11節 要配慮者対策計画

災害時における要配慮者対策は、前編第1章第10節「要配慮者対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。



第12節 水防計画

この計画は、水防法及び災害対策基本法の主旨に基づき、本市の地域における河川等の洪水の水害から市民等の生命、身体及び財産を守ることを目的とするものである。

なお、水防計画の策定に当たっては、災害時における水防活動従事者の安全確保に配慮するとともに、必要に応じて河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報提供等、水防と河川管理の連携強化に努めるものとする。

1 実施責任者

この計画の実施責任者は、市長とする。

2 水防責任

□ 水防管理団体（市）の責任（水防法第3条）

市は、この計画に基づき、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

□ 居住者等の水防義務（水防法第24条）

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

□ 災害補償（水防法第45条）

水防に従事した者が水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態となったときは、水防管理団体は、政令で定める基準に従い、組合規約で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

3 水防対策組織と機構

□ 水防対策本部の設置

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められたとき、又は市長が必要と認めたときからその危険が解消するまでの間、水害対策本部を設置する。

水防対策本部は、災害対策基本法第23条に基づく市災害対策本部として位置づけ、市災害対策本部の一環として水防業務を処理する。

また、水防対策本部が設置されるまでの水防体制は、前編第1章第1節「組織及び動員計画」の災害対策準備体制及び災害警戒体制に準じて対応するものとする。

□ 水防対策本部の会議

水防対策本部に水防対策本部連絡会議を置く。水防対策本部連絡会議の組織、報告及び協議すべき事項は、前編第1章第1節「組織及び動員計画」の本部会議に準じて対応するものとする。



4 水害対策巡視

市は、県からの通報又はその他の方法により気象警報等を知ったときは、危険が解消するまで絶えず河川、海岸堤防等を巡視しなければならない。

また、必要に応じて土のう積み等迅速な水防活動を実施するものとする。

□ 河川の巡視

河川、海岸堤防等の水位を逐次報告し、それぞれの管理者と情報交換に努めるものとする。県指定水位周知河川である国場川の水位観測所の位置と各水位は次のとおりである。

また、県河川情報システムにより、国場川及び長堂川の水位を監視することができる。

水位周知河川 国場川の水位観測所の位置と水位

水系名	河川名	観測所	氾濫危険水位	護岸天端高水位
国場川	国場川	南風原町兼城	4.4m	4.9m

□ 土砂災害警戒区域等の巡視

土砂災害警戒情報が発表された場合、土砂災害警戒区域等の情報収集及び巡視を行い、土砂災害の兆候があった場合は、直ちに関係対策部に通報するものとする。

□ 潮位の巡視

海岸、漁港等の潮位の変動を絶えず巡視し、危険潮位（平均潮位より2m以上）に達したときは、直ちに関係対策部に通報するものとする。

5 避難のための立退き

洪水、津波、高潮等により著しい危険があると認めるときは、市災害対策本部（市水防対策本部）は、水防法第29条に基づき、前編第1章第8節「避難計画」に基づいて実施する。

また、立退きの指示をする場合は、豊見城警察署長にその旨を通知しなければならない。

第13節 消防計画

災害時における消防活動は、前編第1章第11節「消防計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第14節 救出計画

災害時における救出活動は、前編第1章第12節「救出計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。



第15節 医療救護計画

災害時における救出活動は、前編第1章第13節「医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第16節 交通輸送計画

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、前編第1章第14節「交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するほか、台風・大雨時は次の対策を行うものとする。

- ① 各道路管理者及び県警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。特に、避難情報が発令された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、市災害対策本部に伝達する。
- ② 県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

第17節 治安警備計画

災害時における市民等の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、前編第1章第15節「治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第18節 災害救助法適用計画

災害救助法に基づく被災者の救助は、前編第1章第16節「災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第19節 給水計画

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、前編第1章第17節「給水計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。



第20節 食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は、前編第1章第18節「食料供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第21節 生活必需品供給計画

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、前編第1章第19節「生活必需品供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第22節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画は、前編第1章第20節「感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第23節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

災害により死亡したと推定される者の搜索、遺体の処理及び埋葬は、前編第1章第21節「行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第24節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、前編第1章第22節「障害物の除去・震災廃棄物処理計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第25節 住宅応急対策計画

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、前編第1章第23節「住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。



第26節 二次災害の防止計画

住宅等の応急危険度判定、土砂災害や高潮等の二次災害防止対策は、前編第1章第24節「二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第27節 教育対策計画

災害時における応急教育対策は、前編第1章第25節「教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第28節 危険物等災害応急対策計画

危険物等による災害については、前編第1章第26節「危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性を踏まえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

第29節 海上災害応急対策計画

この計画は、災害対策基本法に定める災害、陸上の危険物貯蔵施設若しくは船舶からの大量の石油類等の危険物の海域への流出、海上火災その他の海上災害の発生が予想され、又はこれらが発生した場所において、関係機関が、緊密な連帯を保ち、相互協力体制のもとに、人命及び財産保護、海上交通安全の確保、流出油等の防除、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じ、人に及ぼす被害の局限及び拡大防止を図るためのものである。

1 連絡調整本部の設置

防除活動を円滑かつ効果的に推進するため、第十一管区海上保安本部に連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設定し、市災害対策本部及び関係機関は緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行する。

関係機関は、調整本部に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図るものとする。

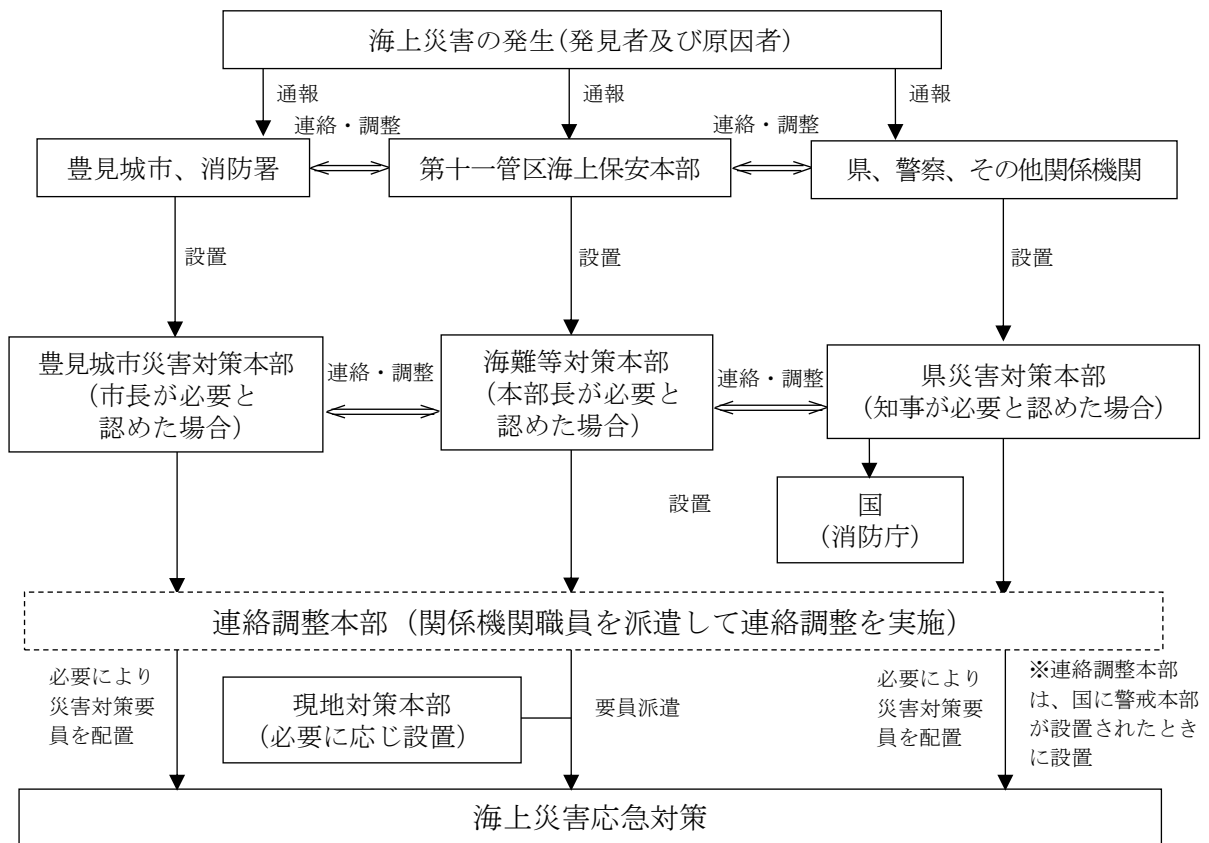
なお、調整本部の設置時期については、第十一管区海上保安本部に大規模海難対策本部が設置されたときとする。



2 関係機関

- ① 第十一管区海上保安本部
- ② 沖縄総合事務局
- ③ 沖縄気象台
- ④ 陸上自衛隊第15旅団
- ⑤ 海上自衛隊沖縄基地隊
- ⑥ 沖縄県
- ⑦ 沖縄県警察本部
- ⑧ 関係市町村、消防署
- ⑨ 日本赤十字社沖縄県支部
- ⑩ 事故関係企業等
- ⑪ 指定海上防災機関
- ⑫ その他関係機関及び団体

3 海上災害発生時の通報系統



4 市の実施する事項

□ 防止対策

- ① 沿岸にいる市民等に対する災害情報の周知、広報
- ② 沿岸にいる市民等に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- ③ 沿岸漂着の可能性のある油、沿岸漂着油等の防除措置の実施
- ④ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
- ⑤ 沿岸及び地先海面の警戒
- ⑥ 沿岸にいる市民等に対する避難の指示
- ⑦ 消火作業及び延焼防止作業
- ⑧ その他海上保安官等の行う応援対策への協力
- ⑨ 防除資機材及び消火資機材の整備
- ⑩ 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導
- ⑪ 漂流出油等防除に要した経費及び損失補償要求等の資料作成並びに関係者の指導

□ 災害時の対応

市は、船舶、臨海施設等の火災に対する消防活動、人命等の救護について、第十一管区海上保安本部と協力して実施する。また、第十一管区海上保安本部に協力し、密接な連携をとりながら流出危険物の防除について応急措置を講ずる。

□ 流出油汚染事故対策

対策別	実施内容
油防除	・油汚染事故等に際して、海上保安庁長官（那覇海上保安部長）から「排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の除去、その他の海洋汚染を防止するため必要な措置」の要請があった場合は、市が中心となって関係機関、協力団体、ボランティア等に協力を求めて対応する。
漂着油除去	・漂着油の除去作業を原因者等の防除活動のみでは十分な対応ができない場合、市が中心となって関係機関、協力団体、ボランティア等に協力を求めて対応するものとし、原因者不明の漂着油に関しても同様とする。 ・応急対策用資機材については、市で確保するほか、不足するものについては協力者に持参するよう求めるとともに、国や県と密接に連携し、適切な技術指導・協力を求め、迅速な除去に努めるものとする。

□ 危険物の漂着物等対策

危険物の漂着物、漂流物については、市と関係防災機関・港湾管理者及び漁業管理者との連絡を密にし、所有者が明確な場合はその所有者に直ちに除去させ、所有者が不明な場合は、関係防災機関・港湾管理者又は漁港管理者がこれを除去するものとするが、直ちに除去できない場合には、標識を設置し、船舶運航の安全を図るものとする。市はこれら関係機関への情報提供等について協力する。

□ 災害復旧・復興対策

区分	実施内容
海洋環境の汚染防止	がれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるものとする。



第30節 在港船舶対策計画

災害時の在港船舶の安全確保は、前編第1章第27節「在港船舶対策計画」に定める対策を基本に、高潮や海上警報等の状況を踏まえて実施する。

第31節 労務供給計画

災害時における労務者、市職員等の確保は、前編第1章第28節「労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第32節 民間団体の活用計画

災害時における民間団体（青年団体、女性団体）の編成及び活動は、前編第1章第29節「民間団体の活用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第33節 ボランティア受入計画

災害ボランティアの募集、受入れ等は、前編第1章第30節「ボランティア受入計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第34節 公共土木施設応急対策計画

災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、前編第1章第31節「公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。



第35節 航空災害応急対策計画

この計画は、市及び市周辺での航空事故を対象とし、速やかな救助・応援等の対策活動を実施することにより、災害を最小限にとどめることを目的とする。特に、那覇空港及び自衛隊基地が隣接する市として、航空事故が発生した場合に備え、その対策を示す。

1 空港及び周辺区域での事故

那覇空港及びその周辺における航空事故、火災その他の災害（以下「緊急事態」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の空港災害対策は、次のとおり実施する。

□ 那覇空港事故処理要領

(1) 航空機事故（空港内）

那覇空港の敷地内における航空機事故に関する処理の要領は、国土交通省大阪航空局那覇空港事務所策定の「那覇空港緊急計画の総則、〔附属書Ⅰ－1 航空機事故（空港内）〕及び〔付属書Ⅰ－2 航空機事故（空港内）実施細目〕」に定めるところによる。

(2) 航空機事故（空港周辺）

那覇空港の周辺（空港の標点からおおむね半径9km円内の陸上又は海上の範囲で、空港内（空港に隣接した場所を含む。）を除く空港に隣接しない場所）における航空機事故に関する処理の要領は、国土交通省大阪航空局那覇空港事務所策定の「那覇空港緊急計画の総則、〔附属書Ⅱ－1 航空機事故（空港周辺）〕及び〔付属書Ⅱ－2 航空機事故（空港周辺）実施細目〕」に定めるところによる。

2 空港及び空港周辺区域以外での事故

- ① 県、市及び関係機関は、市域において墜落事故等が発生した場合には、空港管理者等と連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。
- ② 市は、航空事故の発生を知ったときは、事故の状況及び被害の規模等を収集し、把握した範囲から直ちに県及び防災関係機関に連絡する。
- ③ 市消防本部は、事故に伴い火災が発生したとき、又は救助を要するときは、消火救難活動を実施する。
- ④ 死傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣して応急措置を実施した後、適切な医療機関に搬送する。また、市は必要に応じて、救護所、負傷者の収容所及び死体収容所の設置又は手配を行う。
- ⑤ 災害の規模が大きく市で対応できない場合は、応援協定に基づき他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

資料13 豊見城市災害時協定一覧



3 自衛隊及び米軍の航空機事故が発生した場合

航空事故が発生した場合には、米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会が定める「米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領」（以下「緊急措置要領」という。）により、次の表のとおり、主務機関によって負傷者の救援、現場対策、財産被災者救援が実施されるため、市は主務機関への援助協力機関としての役割を担う。

□ 自衛隊機事故被害者救急救助等任務分担区分表

任務内容		機関						
		県	市	警察	消防	海保	防衛局	自衛隊
搜索活動	搭乗員、乗客、被害者等の搜索		○	◎	○	◎		○
消防救助活動	負傷者応急手当	○	○	○	◎	◎	○	○
	負傷者救助活動 (救急班編成を含む。)	○	○	○	◎	◎		○
	救急病院の引受確認	○	○	○	◎		○	○
	より適切な病院への移送	○	○		○			◎
	消防活動	○	○	○	◎	◎	○	○
現場対策	現場の交通整理	○	○	◎	○	◎		○
	財産保護又は警備	○	○	◎	○	◎		○
	現場保存			◎	○	◎		○
	現場連絡所の設置	○	○	○	○	○	○	◎
その他	住居被害者への仮住居あっせん提供	○	○				○	◎
	住居被害者への生活必需品支給	○	○				○	◎
	市民等に対する広報	○	◎					

(注1) ◎印は主務機関を示す。

(注2) ○印は主務機関への援助協力機関を示す。

(注3) 海上保安本部の欄は、海上において航空機事故が発生した場合を示す。



□ 米軍機事故被害者救急救助等任務分担区分表

任務内容		機関	県	市	警察	消防	海保	防衛局	自衛隊
搜索活動	搭乗員、乗客、被害者等の搜索			○	◎	○	◎	○	○
消防救助活動	負傷者応急手当		○	○	○	◎	◎	○	○
	負傷者救助活動(救急班編成を含む)		○	○	○	◎	◎	○	○
	救急病院の引受確認		○	○	○	◎		○	
	より適切な病院への移送		○	○		○		◎	○
	消防活動		○	○	○	◎	◎	○	○
現場対策	現場の交通整理		○	○	◎	○	◎		
	財産保護又は警備		○	○	◎	○	◎	○	
	現場保存				◎	○	◎	○	
	現場連絡所の設置		○	○	○	○	○	◎	
その他	住居被害者への仮住居あっせん提供		○	○				◎	
	住居被害者への生活必需品支給		○	○				◎	
	市民等に対する広報		○	◎					

(注1) ◎印は主務機関を示す。

(注2) ○印は主務機関への援助協力機関を示す。

(注3) 海上保安本部の欄は、海上において航空機事故が発生した場合を示す。

(注4) 航空機事故等発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛省との間の緊急救助体制に関する合意に基づいて行われるものとする。

4 緊急措置要領

□ 緊急通報の内容等

連絡責任者は、航空事故を知ったときは、直ちに関係機関に通報するものとする。通報は、次に掲げる事項について判明の都度行うものとする。

- ① 事故の種類(墜落、不時着、器物落下等)
- ② 事故発生の日時、場所
- ③ 事故機の種別、乗員数、積載燃料量の種類、量及び爆発物又は危険物積載の有無
- ④ 事故現場の状況
- ⑤ 被害の状況
- ⑥ その他必要事項



□ 現地連絡所の設置

- ① 航空機事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。
- ② 米軍機事故の場合は沖縄防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所が、事故に関する情報交換、被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会関係機関

区分	関係機関
県	沖縄県
市町村	名護市 うるま市 沖縄市 宜野湾市 浦添市 那覇市 糸満市 豊見城市 南城市 金武町 嘉手納町 北谷町 西原町 与那原町 八重瀬町 南風原町 与那国町 久米島町 国頭村 東村 宜野座村 恩納村 読谷村 北中城村 中城村 伊平屋村 渡名喜村 伊江村 渡嘉敷村 座間味村 北大東村
消防	国頭地区行政事務組合消防本部 名護市消防本部 金武地区消防衛生組合消防本部 うるま市消防本部 沖縄市消防本部 ニライ消防本部 中城北中城消防本部 宜野湾市消防本部 浦添市消防本部 那覇市消防局 豊見城市消防本部 糸満市消防本部 東部消防組合消防本部 島尻消防組合消防本部
警察	県警察本部
海上保安本部	第十一管区海上保安本部
米軍	第18航空団 在沖米海兵隊 在沖米艦隊活動司令部
自衛隊	陸上自衛隊第15旅団 海上自衛隊第5航空群 航空自衛隊第83航空隊
内閣官房	沖縄危機管理官
防衛省	沖縄防衛局

5 応急対策活動組織体制

市域及び市周辺への航空機の墜落、市域へ航空機からの落下物による事故等の第一報が市に入った時点で、市災害対策本部を設置し配備体制について検討する。市周辺への航空機からの落下物による事故等であって、市域に直接の被害がない事故等については、総務総括班により情報収集活動をする。

6 市災害対策本部応急対策活動

□ 対応活動

- ① 市職員を沖縄防衛局又は米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要綱による現場連絡所に派遣して情報収集に当たる。また、必要に応じて、豊見城警察署、市消防本部にも市職員を派遣して情報収集に当たる。



② その他の活動

- マスコミ対応
- 現地確認と可能な限りの写真撮影
- 県との緊密な連絡
- テレビ報道の録画、新聞等の切り抜き等、事故等に関する記録

③ 市周辺に航空機からの落下物による事故等があった場合は、総務総括班により関係機関からの情報収集を実施する。

□ 市民等に対する措置

- ① 必要に応じ、市民等に対する広報活動を実施する。
- ② 市域に航空機が墜落した場合には、必要に応じ災害現場から安全な距離を置いた場所に速やかに航空機等事故等の避難所を開設する。
- ③ 被害の拡大により市内の航空機等事故等の避難所だけでは対応できない場合には、近隣市町に市民等の一時避難のための施設の提供を求める。
- ④ 市は、市民等に対する避難情報を発令した場合には、第1章第9節「避難計画」に準じて、市民等の避難誘導に当たる。

□ ライフライン関係機関との連絡

ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に密接な情報連絡を取り、市民生活の早期の復興に努める。

□ 消防団活動

航空機の墜落により市域に火災等が発生した場合には、消火救助活動に当たるとともに市消防本部の後方支援に当たる。

第36節 ライフライン等施設応急対策計画

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、前編第1章第32節「ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第37節 農林水産物応急対策計画

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、前編第1章第33節「農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。



第38節 道路事故災害応急対策計画

□ 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- ① 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- ② 市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

□ 応急活動及び活動体制の確立

- ① 道路管理者は、発災後速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- ② 市は、第1章第1節「組織及び動員」の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制を取る。

□ 救助・応急、医療及び消火活動

- ① 道路管理者は市の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- ② 県及び市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。
- ③ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、県及び市は必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。

□ 道路、橋りょう等の応急措置

- ① 道路管理者は、道路・橋りょう・トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。
- ② 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。
- ③ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

□ その他

(1) 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。

(2) 再発防止対策

道路管理者は原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。



第39節 林野火災対策計画

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

- ① 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- ② 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- ③ 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。
- ④ 火災の規模が大きく市で対応できないときは、「沖縄県消防相互応援協定」に基づき、近隣市町等に応援を要請する。

資料13 豊見城市災害時協定一覧

- ⑤ 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- ⑥ 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- ⑦ 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

第40節 その他災害応急対策に必要な事項

災害時におけるその他災害応急対策に必要な事項については、前編第1章第34節「その他災害応急対策に必要な事項」に定めるとおりとする。



第2章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

公共施設の災害復旧対策は、前編第2章第1節「公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第2節 被災者生活への支援計画

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業あっせん等は、前編第2章第2節「被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第3節 農漁業及び中小企業者等への支援計画

災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、前編第2章第3節「農漁業及び中小企業者等への支援計画」に定める対策のほか、風水害等の被害特性を踏まえるものとする。

特に、台風被害では、さとうきび等の農作物被害が顕著になりやすいことを踏まえて復旧を促進するものとする。

第4節 復興の基本方針等

復興計画やまちづくりは、前編第2章第4節「復興の基本方針等」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

